

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	ミアヘルサ株式会社			コード	7688
提出日	2021/6/28	異動（予定）日	2021/6/25		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外取締役の選任議案が付議されるため				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし	
1	梅津 興三	社外取締役	○													○	有
2	皆川 尚史	社外取締役	○													○	新任
3	遠山 典夫	社外監査役	○										△				訂正・変更
4	原 正雄	社外監査役	○													○	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当事項はありません。	梅津興三氏は、大手金融機関の常務取締役等、経営者としての豊富なキャリアと金融に関する高い見識を活かし、当社の経営を強化するため、社外取締役に適任と判断しています。 また、当社との間に人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はなく、独立役員として適任と判断しています。
2	該当事項はありません。	皆川尚史氏は、厚生労働省等の当社の事業領域における専門的な知識を有するとともに、会社経営の豊富な実績を有していることから、社外取締役に適任と判断しています。 また、当社との間に人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はなく、独立役員として適任と判断しています。
3	過去に税務顧問契約あり（2011年3月期～2014年3月期）	遠山典夫氏は、公認会計士・税理士としての経験を活かし、財務、会計及び税務に精通しており、長年の経験と専門的知見により経営陣から独立した立場で適切な助言を行えるものと考え、社外監査役に適任と判断しています。 なお、当社は同氏と過去に税務顧問契約を締結しておりましたが、2014年3月期をもって契約を終了しております。当社が支払った報酬額は当社の販売費及び一般管理費の1%未満であり、また同氏の当社の報酬への経済的依存度は低く、証券取引所が定める独立性基準に抵触しておりません。上記の取引関係についても一般株主との間で利益相反が生じる恐れはなく、独立役員としての独立性、客観性は十分確保されており適任であると判断しております。
4	該当事項はありません。	原正雄氏は、経営法律事務所弁護士（パートナー）としての豊富な企業法務経験を活かし、内部統制を含めたガバナンスや法令遵守等、経営全般について経営陣から独立した立場で適切な助言を行えるものと考え、社外監査役に適任と判断しています。 また、当社との間に人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はなく、独立役員として適任と判断しています。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。